

瀬田の名橋 (二)

J T 生

橋の架換に當つては起工式、竣工検査、渡橋式が相當古くから行はれたものゝ様であるが、其の様式は時代によりさまざまである。然し橋詰又は橋上に祭壇を設けて神事を行ふものであることは現代と同様で、文久元年の

架橋記録によると、先づ起工に際しては手斧式と言ふものが行はれてゐる。之が所謂起工式に相當するものであらう。

其の次に大間渡式が行はれる、之は五間の間の桁の架渡式であつて、家の建築で言へば上棟式に當るものであつたらしい。

此の大間渡の爲には先づもつて五間の間の中桁一本を橋守神社に備へて置いて、式の時に之を持ち出して架け渡し

をやつたものとみえ、記録には「今日大間渡に付龍神之間の中桁壹本兩社へ備置度段大工方より願出候付承届候處早速木場より持出四ツ時頃兩社へ備置候事」とある。

尚其の式の模様に付ては次の如く記されてゐる。

今日晝後より大間渡祝式に付膳所方並京方共何茂服紗小袖廊上下着用會所へ罷出候處八ツ頃龍神之間之架木木場より手傳方宿迄持行同所にて荷ひ持之拵いたし手傳方四拾人計揃裝束にて音頭をとり右架木鳥居川往來を小橋渡止場迄震持致し夫より船に乗せ大橋龍神之間を下り兩社之前へ上り暫時神前に備置夫より兩社前より震持致し候續て以前に備有之候中桁壹本（但兩方共男木作）車に載手傳貳拾人計

攝裝束にて何茂音頭をとり車を率兩社前川端通北へ西光寺
北細道を神領村繩手へ出夫より往還筋橋本村へ持歸り橋上
飾有之前へ持行居置候て大工方より案内致候付何茂橋上へ

參り京方は北側膳所方は南側座席繪圖之通り着座然る處井
上富左右殿御見廻り被參居候付平服にて着座被致右何れも
着座相定り候上大工方肝煎之者麻上下着用飾付有之候橋之
前へ進み向橋上に上棟之式有之畢て一統時宜右中柄仕込大
工手傳方立會音頭をとり候て納り候上立會見分致し候跡に
て大工手傳共一同手を打候て右祝式相濟會所へ引退候事

但檀節付已午之間當年の惠方也但東大間之上
一大間渡節付物左之通

幣	三本	鏡餅	貳臺	白木三寶に載
瓶子	壹對	白木三寶に載	小餅	二臺 同
平樽	壹荷			
熨斗	壹臺	結昆布	壹臺	同

但内壹臺は金銀錢也

昆布 壹臺 同
洗米 壱臺 同

右何茂大工方より相備候

數十名がお揃の衣裳で音頭をとりながら柄材を載せた車
を輓く様はかなり壯觀であつたにちがひない。又地元の賑
はしさは今日各地で行はれる氏神の祭禮にも匹敵するもの
があつたとみへて、鳥居川村橋本村兩橋詰須戸門之内に高
き足場拵建其上へ小餅錢等持上り見物人之中へ餅錢投蒔き
候事にて殊の外賑々敷事に候とある。

渡橋式即ち渡り初と言ふのは今日の様に橋の竣工式典及
祝典として行はれるものとは大分ちがつて、係りの役人其
他關係者が竣工検査を行ふことを指すのであつて、之が形
式的となつて出来ばへ見分の爲、橋上を渡つて見る程度で
すましたものらしい。そして此の渡り初がすめば橋上に張
つた繩を取りはずして供用開始をしたものゝ様であつて、
同じく文久架橋記録中に「渡り初中井保三郎殿初何れも會
所より出大橋西詰より川上方東へ渡り東より川下の方小

橋西迄渡り小橋要より中島迄川上方渡り初相濟候て會所へ引取右先格にては保三郎殿より大御目付兩人へ渡り初相濟假引渡候様有之候處此度は、殿様御恩中に付大御目付へ假渡し無之會所にをいて中井保三郎殿より奉行兩人へ假引渡候様御挨拶有之右渡り初相濟候付相圖太鼓突より打鳴し候得ば大橋小橋共繩取解往來爲致候事云々」と見えてゐる。

架橋工事竣工の記念品としては、橋詰から三枚目の古橋板を以て蛭子、大黒の二像を、橋の工事に従事した大工をして彫刻させ、之を橋守神社に献すると共に架橋工事關係者に配付するのを古例としてゐたものゝ様であつて、其の彫像は橋の擬寶珠の數と同數を造つたものであると云はれる。

橋守神社と言ふのは橋の守護神を祭る社であつて、諸國の名橋々畔には皆守護神を置くのを例とするものであるらしいが、瀬田橋にも其の東畔に之があつて、現在に至つてゐる。

此の守護神は二座あつて、一座を綿津海神社と云ひ、其

の祭神は豊玉姫で、古來龍宮の乙姫の靈を祭つたものであると言はれてゐる。他の一座は秀郷神社で、藤原秀郷を祭神とする。此の社は元橋の東南數丁の地にあつて、土民は其の祭神を知らなかつたが、寛永十年蒲生忠知が此の地を通つたとき「橋邊秀郷社は之れ我が祖先なり明日詣すべし」と言つたので、土民始めて其の祭神を知つたと傳へられる。後に忠知が之を今の位置に造營したもので、當時は俵藤太社と稱へられてゐたものゝ様である。其の後蒲生家の斷絶と共に社も亦荒廢に委せられてゐたが、徳川四代將軍家綱が之を修造し、爾來瀬田橋の改築毎に綿津海神社、秀郷神社の二祠とも之を改營するの例となつてゐた。

前に述べた文久架橋の大間渡に木材を兩社に備へるとあつたのも此の二神社であり、竣工記念品の神像を獻じたのも之である、そして蛭子像は豊玉姫の綿津海神社に、大黒像は秀郷社に獻するの例であると言はれる。

綿津海神社の存在はあまり人に知られてゐないが、秀郷神社は、秀郷が瀬田橋に於て龍神の爲に三上山の蜈蚣を退

治したと云ふ傳説によつて人口に贈炎され、現在でも參拜者が多いと言ふ。此の傳説が果して何を意味したものか、知るべくもないが、或は素盞鳴尊の大蛇退治、彦火火出見尊龍宮行の神話と秀郷の武勇とのカクテルではなからうかとのことである。又秀郷の後胤蒲生氏郷も上洛の途次、渡橋に際して金斧を五間の間から水中に沈め龍宮姫に貽たとの古説もある。要するに蒲生家と瀬田橋とは深い因縁があつたものと思はれる。

現橋は大正八年道路法の公布を機として其の架換を計畫され、同年滋賀縣に於ては通常縣會の議決を経て翌大正九年七月より調査を開始し道路構造令の規格に依つて設計されたものであつて、曩に述べた様に大正十一年三月工事に着手し、同十三年六月竣工したのである。

高速度交通機關の發展に對應して近代的工法を採用すると共に其の形態を四圍の風光と調和させ、満水の湖に浮く虹霓の美しさを保たせて東海道の名橋としての風姿を永く徳ばせようとした處に苦心のあとが存してゐる。殊に瀬田

川は本州を横断する地震脈に當り古來激震の實例が數くなかつたので此の點に特に意を用ひ加速度二千粍の地震に耐へ得る設計がなされてゐると聞く。

橋長は二三四米、有效幅員七・四米、型式はI型鋼桁橋、工事費は四六〇、一三五圓で架橋當時は橋面も檜板で高欄擬寶珠との調和を見せてゐたが自動車交通量の激増に伴ひ昭和九年四月「アスファルトプロック」で修理して現在に至つてゐる。

此の架橋工事は道路法に基き滋賀縣知事（當時瀬田）が道路管理者として執行したものであるから、架橋に關する古式舊例などには全然とらはれなかつた。従つて架橋毎に行ふのを慣例としてゐた橋守神社の改營も之を行はなかつた。

されば神社側は此の點に付ては大分不満であつたとみて、現在所藏する「日本隨一之名橋瀬田橋歴史要覽」の補遺に次で大正橋（破史）之歴史と題するものを書き添へてある。

之に依れば大正十一年架橋工事當時の當局の態度は光輝ある名橋と橋守神社の歴史を破壊したものであつて、其の爲に大正橋（破史）の七不思議が現れたと言ふ。今其の大要を觀ると。

起工祭に當つて橋守神社を祭らないので、社掌が古例を引證して知事に懇願した結果漸く祭祀料の奉納があつたけれども、歴史ある橋神は遂に起工祭の主神とされなかつた。

又神社は古例に倣ひ改營されんこと、記念品を作成して

神社寄附者に配付すると共に造營に資する爲橋板を拂下げられんこと、橋柱は神柱にして貴重なものであるから神寶として納藏する爲拂下げありたきこと等を出願したが、神社は土木の關知せざる處であつて考慮の理由なく、橋杭、橋板は神柱でもなんでも只の古橋材であつて特に神社に拂下げるの理由はない、公賣して收入の増加を計るべきものであるとして右の出願に對し全く顧るところがなかつた。此の様に平然と神社を輕視し、橋史を破壊することの出來るのは之不思議の第一である。

橋柱、橋板の拂下には陳情懇願數十回、上長に面陳すれば諒解疎通するものゝ如く、上長其の交付を明言して下僚之を用ひず、文書言辭上下の矛盾すること甚だしく官署の威儀を疑はしむるに至つた。之不思議の第二である。

神柱、橋板、餘材等悉く之を神社以外の者に特賣し、神社は地方民の高義に依り轉買して辛ふじて其の歴史を保持することを得たが、之等は國史の湮滅を企てるもので不思議の第三である。

社掌憂慮して、大いに潔齋し捨身の行を修め賞罰顯現橋史保全の祈禱を爲したことあり、幾日ならずして願の對照となつた者危篤の病に犯され工事中の橋臺、石柱突然として浮揚し、當局の上司休職となる、世人は維新架橋の先例に鑑み神罰と稱す。偶然の不幸の會合不思議の第四である。

石柱浮揚の爲一部工事中に省略あり何人に責任歸屬するや、不思議の第五である。

擬寶珠紛失の風聞あり當路の官吏は便宜保管しありと言

ふも不思議の第六である。

擬寶珠に剩餘を生じたるは未會有のことと絶好の記念品

である。然るに保管中數個破壊せるものあり、甲は自破して神怒の怪と稱し乙は紛失欺瞞の策として新珠を鑄造して故意に之を破壊せるものなりと言ひ、巷説紛々として喧し之不思議の第七である。

如上の經緯に依り名社古例の改宮遂に成らず、名橋千年の歴史は完膚なく破壊せられたりと雖も、橋上の高欄は全部木曾御料林の檜材節無を用ひて構造せるを以て物質的には依然として日本隨一名橋の資格を失はず。

と言ふのである。文意不通の點もあり、なるほどとはうなづきにくいものではあるが、如何に名橋、名社の歴史保全に熱意を持つて居たかを窺ふに足るものと言ふことが出来よう。

尙古橋材の拂下げに付ては必ずしも神社側の言ふ様に、橋守神社にのみ交付されてゐたものではなく、地元村に下付されれたこともあつたので、現に神社に所蔵する資料

の中には、寛保二年の架橋に於ける左の様な古材下付願書がある。

乍恐奉願口上書

一、今度勢多橋御掛替被爲候に付古御材木往古より被下頂戴仕來り候覺

一、古社 壱社 建部明神末社江被下候

一、木數四十六本 神領村高橋川江被下候

杭三本

内耳柾五枚

行柾三枚

敷板三十五枚

一、古社 壱社 橋本村江被下候

一、木數十四本 同村玄知橋江被下候

内敷板十二枚

柱二本

一、敷板十四枚 鳥居川村江被下候

一、木數二十五本 橋本村、鳥居川村

爾番家へ被下候

右は手柄にて

右之通先例より頂戴仕候間此度茂被爲仰付被下候はヨミ

寶保貳年戌二月

橋元村莊屋

德右衛門

鳥居川村莊屋

彌兵衛

同村年寄

伊兵衛

藤左衛門

ケ村共に難有奉存候
以上

本多主膳正知行所

神領村莊屋

甚左衛門

同村肝煎

平右衛門

御奉行様

名勝「松島」と觀光道路(二)

志摩津生

(完)

目次

- 一、緒言
- 二、松島公園
- 三、名勝松島の史蹟
- (イ) 瑞巖寺

- (ロ) 五大堂
- (ハ) 觀欄亭
- (ミ) 雄鳥
- 四、「松島」探勝の交通機關
- 五、「松島」探勝の交通機關